

第2回東京都保健医療計画推進協議会改定部会
会議録

令和5年7月31日

東京都保健医療局

(午後1時12分 開始)

○奈倉計画推進担当課長 ただいまから、第2回東京都保健医療計画推進協議会改定部会を開会させていただきます。

委員の皆様方におかれましては大変お忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

議事に入りますまでの間、私、東京都保健医療局医療政策部計画推進担当課長の奈倉が進行を務めさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

本日は、保健医療計画推進協議会の任期が新たに始まってから初めての改定部会となりますので、委員の皆様方で部会長を選任していただくまでの間、私が会の進行役を務めさせていただきます。

それでは、資料1、委員名簿に従いまして、委員の皆様をご紹介させていただきます。お時間の都合上、お名前の読み上げとさせていただきます。

それでは、名簿に沿いましてご紹介申し上げます。

伏見委員でございます。

佐々木委員でございます。

高野委員でございます。

田邊委員でございます。

北村委員でございます。

宮川委員でございます。

野月委員でございます。

川島委員でございます。

桃原委員でございます。

阿部委員でございます。

山田委員でございます。

工藤委員でございます。

また、専門委員といたしまして石川委員にもご出席いただいております。

この改定部会では、専門委員として石川先生にご参画いただいておりますが、石川委員につきましては地域医療構想策定部会、地域医療構想調整部会にもご参画いただいております。統計の専門家として医療のデータに精通していらっしゃいます。

これからデータに基づく施策展開が重要となってくるかと思っておりますので、この改定部会にも引き続きご参画していただくこととしております。

続いて、委員の出欠状況でございますが、本日は北村委員、川島委員、桃原委員、阿部委員、工藤委員よりご欠席のご連絡を頂戴しております。

次に、本日の会議資料でございますが、資料につきましては事前にメールをお送りさせていただきます。資料は1から資料6、参考資料がございます。

それでは、次に、部会長の選任をさせていただきます。設置要綱第7の2によりまして、委員の皆様方で、部会長の互選していただきたく存じます。お諮りいたしますがいかがでしょうか。

佐々木委員、よろしくお願いいたします。

○佐々木委員 東京都医師会理事の佐々木でございます。部会長の互選についてご提案させていただきますと思います。

部会長には、東京都保健医療計画推進協議会の副座長であり、保健医療に関しまして大変造詣の深い伏見委員に引き続きお願いいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○奈倉計画推進担当課長 ただいま、佐々木委員から、伏見委員を部会長にというご提案がございましたが、皆様方いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、伏見委員に本部会の部会長をお願いいたいと存じます。伏見委員、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速ではございますが、伏見部会長からご挨拶をいただきたく存じます

○伏見部会長 ただいまご指名をいただきました東京医科歯科大学の伏見と申します。微力ではございますが、鋭意、医療計画改定に尽力したいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

今後第8次医療計画に向けた様々な議論が必要になると思いますが、この医療計画は新型コロナウイルス感染症後初めての計画でありますし、また地域医療構想の実現等に向けた様々な課題がある、非常に重要な時期の医療計画と思いますので、ぜひ皆さんの活発なご議論をどうぞよろしくお願いいたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○奈倉計画推進担当課長 ありがとうございます。

ご挨拶が済んだところで、伏見部会長から副部会長の選任についてお願いいたいと存じます。

○伏見部会長 保健医療を受ける立場を代表してご参加いただいております、東京都国民健康保険団体連合会専務理事の桃原委員に、副部会長をお願いいたいと考えております。皆さま、よろしいでしょうか。

○奈倉計画推進担当課長 ありがとうございます。

では、桃原委員について本日ご欠席でございますので、事務局より別途ご連絡させていただきます。よろしくお願いいたします。

次に、開会にあたり、事務局を代表いたしまして、医療政策部長の遠藤から、一言ご挨拶を申し上げます。

○遠藤医療政策部長 保健医療局で医療政策部長をしております遠藤でございます。

委員の皆様方には日頃から都の保健医療行政に多大なご協力を賜っておりますことに厚くお礼を申し上げます。また、本日は大変お忙しい中ご出席をいただきまして重ねて感謝を申し上げます。

保健医療計画でございますが、第7次改定に向けいよいよ本格的な作業に入らせていただきます。本日ですが、今後のスケジュール、基本理念、基本目標、目次構成につきまして、ご議論をいただきたいと考えてございます。

皆さま、もうご案内のとおりでございますが、先ほど伏見先生からもありましたとおり、今般、医療法の改正によりまして、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により浮彫りとなった地域医療の様々な課題に対応するために、新たに6事業目といたしまして、新興感染症発生・まん延時における医療を追加することとなっております。

今回の改定が東京都の医療のあり方を決めていく上で、大変大きな節目にある改定作業になるというふうに考えてございます。先生方におかれましては、大変お忙しい中とは存じますが、それぞれのご専門の立場から忌憚のないご意見をいただければありがたく存じます。

引き続き皆様のお力添えを賜りますようお願いを申し上げまして、冒頭の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いたします。

○奈倉計画推進担当課長 それでは、これ以降の進行を、伏見部会長にお願い申し上げます。

○伏見部会長 それでは、これから私が会を進めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いたします。

まず、議事に入らせていただきます。(1) 東京都保健医療計画第7次改定スケジュールについて、事務局より説明をお願いいたします。

○奈倉計画推進担当課長 資料の3をご覧ください。東京都保健医療計画の改定についてご説明いたします。

先ほど医療政策部長からも説明がありましたとおり、東京都保健医療計画は、医療法第30条の4に基づく医療計画を含む、東京都の保健医療施策の方向性を明らかにする基本的かつ総合的な計画でございます。

現行7次計画の計画期間は、平成30年度から令和5年度末までの6年間となっております。今年度は現行計画の最終年に当たりますことから改定を行い、令和6年度から令和11年度までの6年間の第8次計画を策定いたします。

今回の第7次改定におきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けた令和3年の医療法改正により、計画の記載事項に新興感染症拡大時における医療が6事業目と追加されておりまして、いわゆる5疾病5事業が5疾病6事業となります。

次に、下段の改定スケジュールについてご説明いたします。

まず一番下の国の動きでございますが、令和5年3月31日付けで医療計画策定指針等が都道府県に通知されました。続いて、5月26日には、6事業目といたしまして新興感染症にかかる作成指針が示されております。

次に、東京都における改定のスケジュールでございますが、中段に記載のとおり、改定部会での検討に先立ちまして、6月から8月にかけて各疾病事業ごとの協議会等で骨子案や指標等の検討を行っているところでございます。

次に、本部会、改定部会でございますが、昨年7月に第1回を開催しておりますので、本日が第2回目の開催となります。本日につきましては、基本理念、基本目標、章立て等をご検討いただきます。

来週8月8日開催の第3回から第6回までの本部会において、各回複数の疾病事業などをテーマといたしまして、疾病事業ごとの骨子案などについてご議論いただく予定としてございます。

その後9月半ば開催予定の第7回の本部会において、計画全体の骨子案の検討、また11月頃に開催予定の第8回、第9回の本部会において、計画全文に近い形の計画素案についてご議論いただきます。

なお、6事業目の新興感染症まん延時の医療につきましては、保健医療計画の改定と同時に改定が進められております感染症予防計画における医療提供体制の部分が、保健医療計画に記載する主な内容となります。

6事業目における各疾病事業ごとの協議会に該当いたしますのが、感染症予防医療対策審議会、感染症法に基づいて新たに設置される都の連携協議会、連携協議会予防計画協議部会が該当いたします。こちらの会議体と随時情報共有しながら改定を進めてまいります。

本部会での6事業目の検討につきましては、9月の第6回にその時点での骨子案等についてご議論いただくことを想定しております。

次に、本部会の親会に当たります保健医療計画推進協議会での検討についてでございますが、来週8月7日に開催の推進協議会においては、本日のご議論での内容をご報告いたします。

また、10月の会議では計画骨子案の検討、また現行計画最後となります計画の進捗状況評価を行っていただきます。

その後、医療審議会に計画骨子案についてご報告する予定としてございます。

その後、11月下旬の保健医療計画推進協議会において、本部会で検討した後の計画素案についてご議論をいただき、12月下旬から1月下旬にかけてパブリックコメント、関係団体等への意見照会を行います。

2月にパブリックコメントや関係団体への意見照会を踏まえた計画案を、医療審議会に諮問し、3月下旬に医療審議会から答申をいただきまして、その後、計画の公表を行う予定としてございます。

説明は以上でございます。

○伏見部会長 どうもありがとうございました。

ただいま説明がありましたスケジュールにつきまして、ご質問、ご意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。

特によろしいでしょうか。

それでは、次の議事に進みたいと思います。議事（2）東京都保健医療計画第7次改定基本理念・基本目標の案について、事務局より説明をお願いいたします。

○奈倉計画推進担当課長 資料の4をご覧ください。東京都保健医療計画の基本理念、基本目標の案についてご説明いたします。

東京都保健医療計画の基本理念でございますが、平成28年策定の地域医療構想において東京の将来の医療、グランドデザインとして、「誰もが質の高い医療を受けられ、安心して暮らせる東京」を描き、その実現に向けた4つの基本目標

- 1、高度医療・先進的な医療提供体制の将来にわたる進展
 - 2、東京の特性を生かした切れ目のない医療連携システムの構築
 - 3、地域包括ケアシステムにおける治し、支える医療
 - 4、安心して暮らせる東京を築く人材の確保・育成
- を設定いたしました。

地域医療構想を一体化した現行の第7次計画を平成30年3月に策定しておりますが、このグランドデザインの4つの目標の達成に向けた取組を推進しているところでございます。

第8次計画の基本理念、基本目標についてでございますが、基本理念、グランドデザインにつきましては、高齢化、新興感染症への対応など、人口動態や医療提供体制が対応すべき課題に変化があった場合においても、普遍的に実現すべき内容でありますことから、現行の「誰もが質の高い医療を受けられ、安心して暮らせる東京」を踏襲したいと考えております。

次に基本目標についてでございますが、現行の4つの基本目標は、新型コロナ禍で顕在化した高齢化を先取りした医療課題に対しても通じる内容であることから、第8次計画においても踏襲していきたいと考えてございます。

それに加えまして、昨今の新型コロナ感染症、大規模、激甚化する風水害等の経験から、様々な有事においても医療提供体制の維持、継続など、いわゆるレジリエンス、回復力・耐久力等が、医療提供体制についても求められていると考えておりますことから、新たに目標といたしまして、「有事にも機能する医療提供体制の強化」というものを追加したいと考えております。

基本目標間の関係といたしましては、資料の下段にお示しているとおり、人材の確保・育成といった点、人材が全てのもを支える仕組みとなつてございますので、下に置いて、その上のところに目標を4つ並べる形で追加いたしましたものを、従前の計画4のところに位置に挿入いたしまして、5つの目標とする形を考えてございます。

続きまして、次のページに計画改定の視点をお示ししておりますので、そちらをご覧ください。こちらに記載しております4つの視点に基づき計画改定を進めていきたいと考えております。

まず視点の1つ目、4つの基本目標に基づく現行計画での各疾病事業等の取組の拡充・深化でございます。

こちらにつきましては、進展する高齢化に伴う医療ニーズの質・量の変化に対応できる

医療体制の確保、また医療機能の分化・連携のさらなる取組といったようなことを引き続いてやっていきたいというところでございます。

2点目につきましては、先ほど基本目標に追加したところにも関連いたしますが、新型コロナウイルスや近年の大規模災害等を踏まえ、医療提供体制の継続・維持のための対策。

3つ目といたしまして、近年、技術進歩等に伴い注目されております医療DXの推進、疾病事業の特性に当たったデジタル化の推進ですとか、オンライン診療の活用等について、といったものを書き込めるところは書いていきたいと考えております。

それから、視点の2つ目につきましては、新興感染症拡大時における医療を6事業目として追加するものでございます。こちらは感染症予防計画の内容と整合を図りながら、内容を反映していきたいと考えてございます。

続いて、視点の3つ目、こちらは現行計画の期間中に医療法の改正に伴い策定いたしました医師確保計画、外来医療計画につきましては、今回改定のタイミングとなりますことから、保健医療計画と一体化したいと考えてございます。

また、周産期医療体制整備計画につきましては、現行計画の策定時点では別の計画として定めておりましたが、計画の記載内容に重複している部分もかなりありますことから、今回の改定に合わせて保健医療計画と一体化させた上で改定していく予定を考えてございます。

最後に、視点の4つ目、福祉施策と保健医療施策の一体的推進でございます。

今年7月に福祉保健局は、福祉局と保健医療局の2つの局と分かれてましたが、両局にまたがる計画、また施策も非常にあることから、関連計画間での整合性をきちんと確保し、各計画の改定内容を保健医療計画に適切に反映してまいりたいと考えております。

以上の4つの視点を念頭に計画骨子案等について検討しておりまして、このとおり作業を進めていきたいと考えております。

説明は以上となります。

○伏見部会長 どうもありがとうございました。

ただいまの基本理念、基本目標に関する事務局のご説明について、ご意見、ご質問がある方はいらっしゃいますでしょうか。

特によろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

では、続きまして、次の議事(3)に移ります。東京都保健医療計画第7次改定、目次構成について、事務局より説明をお願いいたします。

○奈倉計画推進担当課長 続いて資料の5をご覧ください。こちらにつきましては、第7次改定における目次構成と現行計画の目次構成について、現行計画については左側、右側が今回の改定にあたりまして変更案となっております。

変更箇所を中心に説明させていただきます。

まず1枚目でございますが、第1部第4章の東京の将来の医療(地域医療構想)について、現行計画では、この章の中に事業推進区域というものを記載してございます。

こちらは疾病事業の特性に合った形で保健医療圏とは別に事業を推進する区域として定めておるものですが、今回の改定におきましては、こちらは将来の医療ということだけではなく、保健医療計画の中での取組で実施していくものなので、記載位置を変えまして、第5章の保健医療圏の章に1つの項目を追加する形として記載したいと考えております。

続いて、2枚目でございます。こちらにつきましては、現行計画の左側、都民の視点に立った医療情報という形の中のところに、現行ですと医療のデジタル化の推進、DXの取組といったものも記載してございますが、DXの取組等については、今般動きもたくさんありますことから、章立てといたしまして、別に分けた形とさせていただきたいと考えております。

それから、第3節におきまして、医療人材のところでございますが、先ほどご説明したとおり、医師確保計画については、こちらに一体化させる形で記載したいと考えております。

それから、第4節、生涯を通じた健康づくりの推進の3、青少年の対策についてでございますが、現行計画では、こちらの中にひきこもり支援も記載しておりました。

ひきこもりにつきましては、今は青少年期の対策というより全世代を対象とした取組となつてございますので、青少年期のところの対策からは切り離し、ひきこもりとして別項目を設けたいと考えております。

また、第5節といたしまして、外来医療計画を一体化するにあたり、こちらに外来医療に係る医療提供体制の確保を追加いたします。

続いて、3枚目です。こちらは切れ目のない保健医療体制の推進についてでございます、いわゆる5疾病6事業、在宅等を記載しているところになります。

現行計画では、脳卒中と心血管疾患を5疾病ということで分けて記載しておりましたが、令和3年7月に東京都循環器病対策推進計画を策定しておりますことから、こちらについて「循環器病」という形で章立てといたしまして、共通する内容、それから各疾病には個別の内容というのを、同じ章の中で書いていきたいと考えております。

また、厚生労働省の作成通知の中で「その他医療」といたしまして、今回慢性腎臓病（CKD）についての記載を求めるような事項がありましたので、糖尿病のところの中でCKDについても取り上げたいと考えてございます。

また、先ほど来話に上がっております新興感染症発生・まん延時の医療につきましては、医療法の記載と同じ順番、災害とへき地の間、8のところに「新興感染症」ということで6事業目を追加したいと考えております。

続いて4枚目です。第3章の健康危機管理体制の充実の第2節に、現行計画では感染症対策を記載しておりました。

今回、新興感染症につきましては、先ほどの第6節の中に記載いたしますので、こちらの感染症対策につきましては、新興感染症以外の結核、HIV等について、引き続き記載

していく予定としてございます。

続いて5枚目です。こちらは計画の進め方ということで、計画推進体制といたしまして、それぞれの役割を記載しているところになります。

こちらにつきましては、今回の新型コロナにおきまして、改めて、公衆衛生等を担う保健所の役割、また地方衛生研究所等の役割ということが、見直され重要視されましたことから、章を分けまして、これまで「東京都の保健所」と書いていたところを「保健所の役割」、それから「研究機関の役割」というところで記載していたところに、地方衛生研究所健安センターの記載をすところといたしまして、試験検査機関といったようなところの項目を足させていただいております。

それから、医療施設の果たすべき役割のところの記載でございますが、現行計画では地域医療構想策定後にそれぞれプランを策定いたしました。

公立病院のプランですとか、公的医療機関等のプランの名称によって記載してございましたが、こちらの記載につきましては、地域医療構想等の区分に合わせた形の表記と修正させていただきたいと考えております。

また、都立病院と公社病院が地方独立行政法人東京都立病院機構に移行いたしましたので、こちらと合わせて記載も修正させていただいております。

最後に6枚目でございます。こちらは第3部の資料編でございますが、現行計画は大体600ページ余りある計画となっております。資料編だけでもかなりページ数を割いてございます。こちらについては、別冊化またはデータブック化する形で進めていきたいと考えてございます。

目次に記載いたします実際の文言の詳細等については、今後、部会長にもご相談しながら、事務局でまた精査をさせていただきたいと考えてございますが、本日は委員の皆様方に、章立ての事項について、記載の案のとおりでよろしいか、ご議論いただきたいと思います。

ご議論のほどよろしくお願いいたします。

○伏見部会長 どうもありがとうございました。

ただいまの目次構成の説明につきまして、ご質問、ご意見のある方はよろしくお願いたします。いかがでしょうか。

佐々木委員、お願いいたします。

○佐々木委員 東京都医師会理事の佐々木でございます。

資料5の目次構成①の第1部のところですが、第4章のところに「東京の将来の医療（地域医療構想）」とあります。

現行はそれでよかったんですが、地域医療構想というのは2025年に一旦区切りとなります。この保健医療計画はこれから6年先まで続きますので、将来の医療ということと、これから終わる地域医療構想を一緒にするのは難しいのかなと思います。

あと、第5章に事業推進区域を持つていくのはいいと思うんですが、元々保健医療圏を

病床配分の区域とするとなっていますが、それでよいのかどうかも含めて、「事業推進区域」という言葉を入れるのであれば、病床整備区域というのもどこかに入ったほうがよいかなと思います。

それから、順番で言うと、保健医療圏と病床整備区域と、それから基準病床整備区域と、それから事業推進区域と、この辺の順番も考えていただいたらよいのかなという、2点ご提案させていただきます。

○伏見部会長 ありがとうございます。

事務局はいかがでしょうか。

○奈倉計画推進担当課長 佐々木先生、ありがとうございます。

まず1点目の地域医療構想に対するご意見、ありがとうございます。

ご指摘のとおり、地域医療構想については現行のものが2025年を目標としておりまして、次の2025年の後の2040年を視野に入れたものについては、2025年に各都道府県が策定する予定と聞いてございます。

ですので、おっしゃるとおり、「東京の将来の」というのはもう妥当ではないのかなと思いますので、こちらについては現行の地域医療構想の取組、計画の内容、それからそこに基づいた地域医療構想調整会議等の取組を記載していくところかと思っておりますので、その視点から少し章立ての名称等は検討させていただきたいと思っております。

2点目にいただきましたご意見のところの、保健医療圏と事業推進区域、それから病床整備の区域ということでございましたが、病床整備については、基本的には保健医療圏に該当するものかと思っておりますが、この後いろいろ意見交換等をさせていただきまして、それからについてもどのような書きぶりとしていくかについて考えさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○伏見部会長 ありがとうございます。

ほかにご質問、ご意見はありませんでしょうか。

宮川委員、お願いします。

○宮川委員 東京都薬剤師会の宮川と申します。

目次構成の②のところ、第1章の3節保健医療を担う人材の確保と資質の向上のところ、確認させていただきたいんですが、この目次構成の章立ての青字で書いてあるところは、章立ての解説というところで記載されているところかと思っております。

ただ、医師確保計画というところを含むというところで、確か医療計画には、医師の確保及びその他の医療従事者の確保ということが書いてあると思っておりますが、それは含まれていると認識させていただいてよろしいでしょうか。

○伏見部会長 ありがとうございます。

事務局、お願いいたします。

○奈倉計画推進担当課長 宮川先生、ありがとうございます。

ご指摘のとおりでございますが、こちらは現行計画におきましても医師以外、看護師で

すとか、薬剤師さん、その他関係職種についての確保ですとか、育成のものを書いてございます。

計画改定におきましても、医師確保計画は、医療計画として記載する事項として求められているところですので、今回一体化ということで※を書かせていただいておりますが、他の職種についてももちろん従前どおり、こちらできちんと確保ですとか、育成の計画について記載させていただく予定としてございます。ありがとうございます。

○宮川委員 ありがとうございます。

○伏見部会長

ほかにご質問、ご意見はありませんでしょうか。

佐々木委員、お願いします。

○佐々木委員 たびたびすみません。東京都医師会の佐々木でございます。

目次構成の②の第1章第1節のところですが、都民の視点に立った医療のデジタル化ですが、これは、デジタル化が目標ではないですよ。手段であって、デジタル化によって都民の視点に立った、都民に役立つ医療を構築することになると思いますので、できればここのところをもう少し違う文言を検討していただければと思います。

○伏見部会長 事務局、いかがでしょうか。

○奈倉計画推進担当課長 ありがとうございます。

いただいた意見を基に検討させていただきたいと思います。

○伏見部会長 ありがとうございます。

ほかにご質問、ご意見はいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

それでは、次の議事に進みます。(4) 令和4年度東京都医療機能実態調査の結果(概要)について、事務局より説明をお願いいたします。

○奈倉計画推進担当課長 それでは、資料の6をご覧ください。令和4年度東京都医療機能実態調査の結果の概要でございます。

こちらは、昨年度4月開催いたしました第1回改定部会において、調査項目等についてご議論いただいたものの調査結果でございます。

まず、1ページ目でございますが、本調査については、医療機能に関する調査でございます。調査の対象といたしましては、都内の全ての病院、一般診療所、歯科診療所となっております。

調査の期日でございますが、回答の基準日といたしまして令和4年10月1日を基準日としております。

今回の調査につきましては、調査方法といたしまして、郵送で調査票についてご返送でいただく形と、Webページにおいて回答を入力いただく形を併用して調査を行っております。

調査の実施状況については、下段に記載しておりますとおり、病院におきましては回収率

が56.4%、一般診療所においては61.1%、歯科診療所においては61.4%でございました。

こちらにつきましては、現行計画を策定いたしました平成28年の調査に比べますと、数字が少し低くなってございます。

こちらの要因といたしましては、同時期に、病床機能報告、外来機能報告、また医療機能情報提供制度における年1回の定期報告といったものがかなり重なった時期でございまして、そちらの要因等も働いたものと思料しております。

2ページ目以降に調査結果の抜粋を記載しております。今回記載しておりますのは、5疾病6事業を中心に一部を抜粋したものとなっておりますが、ここでは平成28年度調査時から調査項目の追加等を行いました、感染症対策とオンライン診療についてかいつまんでご説明させていただきます。

資料の22ページをご覧ください。感染症対策につきましては、現行計画を策定しました前回調査におきましては、主に新型インフルエンザ対策についての項目を質問項目としてございました。

具体的には、事業継続計画の策定状況や新型インフルエンザへの対策を行っていることについて調査してございました。

今回の調査におきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大ということがございましたので、従前の調査項目としてありました新型インフルエンザ対策に加えまして、新型コロナ対策において調査しておくといいたろうと言ったような項目を追加したところでございます。

今回の調査結果として記載させていただいておりますのは、新型コロナウイルス感染症の患者の受入れ状況についての調査結果をお示ししております。

全体版の全部の調査項目といたしましては、院内のゾーニング、陰圧室の準備の有無、感染管理に係る人材の配置状況とか、専門人材の配置の状況、また感染症のアウトブレイクが起きた際の院内体制の状況ですとか、そういった項目を調査しております。

続いて、23ページをご覧ください。オンライン診療につきましては、新型コロナの感染拡大により、令和2年4月10日付けの事務連絡に基づきまして、時限特例での受診からの実施が開始されて以降、急速に普及が拡大していますことから、今回新しく調査項目としたものでございます。

こちらでお示ししていますとおり、オンライン診療につきましては、実施の有無に加えまして、医学的にオンライン診療が適用可能な患者さんがいるかどうか等につきまして、またオンライン診療を実施するにあたっての課題等について、調査項目を追加して今回調査しております。

調査結果については、簡単ではございますが、以上となります。

○伏見部会長 どうもありがとうございました。

ただいまの実態調査の概要の報告につきまして、ご質問、ご意見のある方はよろしくお願

いします。

特にご質問等はありませんでしょうか。

よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

それでは、本日の議事はこれで終わりかと思えます。事務局でほかに何かありましたらお願いいたします。

○奈倉計画推進担当課長 本日は委員の皆さまにおかれましては貴重なご意見をいただきまして誠にありがとうございました。

先ほどご説明させていただきましたとおり、本部会は来月以降、疾病事業ごとの個別検討を行うこととしておりまして、次回の8月8日（火）午後3時から開会を予定しております。

その後も、8月下旬から9月にあたりまして集中して審議をお願いすることとなります。お忙しいところ大変恐縮ではございますが、ご出席いただきますようお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○伏見部会長 本日は貴重なご意見をありがとうございました。

これから会議が多くなりますが、ご多忙と思いますが、どうぞよろしくようお願いいたします。

本日はどうもお疲れ様でございました。どうもありがとうございました。

（午後1時53分 終了）